

戸田市国土強靱化地域計画

令和3年3月

(令和7年3月一部改訂)

目 次

第1節． 国土強靱化の概要.....	1
1 国土強靱化地域計画策定の背景.....	1
2 国土強靱化地域計画の位置づけ.....	1
3 策定の進め方と今後の見直し	2
第2節． 地域を強靱化する上での目標.....	3
第3節． リスクシナリオ等の設定と脆弱性評価	4
1 リスクシナリオの設定.....	4
2 脆弱性の評価の結果	5
第4節． 強靱化に向けた取り組み.....	12
1 各分野の強靱化に向けた取り組み	12
2 具体的な取り組み内容（アクションプラン）	21

第1節．国土強靱化の概要

1 国土強靱化地域計画策定の背景

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模自然災害時に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、平成25年（2013年）12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を公布・施行しました。この基本法の規定に基づき「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が平成26年（2014年）6月に定められ、以降、基本計画の継続的な運用と更新が続けられています。

また、埼玉県においては、基本計画と調和を図りながら、「埼玉県地域強靱化計画」（以下「県地域計画」という。）を平成29年（2017年）3月に策定したところです。

本市においても、将来発生することが見込まれる大規模自然災害時において市民の生命及び生活を守るとともに、被害の軽減を図り、最悪の事態を回避する災害に強いまちづくりの推進が必要になっています。そのため、国、県の動向を踏まえつつ、大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らない、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えたまちづくりを推進するため「戸田市国土強靱化地域計画」（以下「市地域計画」という。）を策定します。

2 国土強靱化地域計画の位置づけ

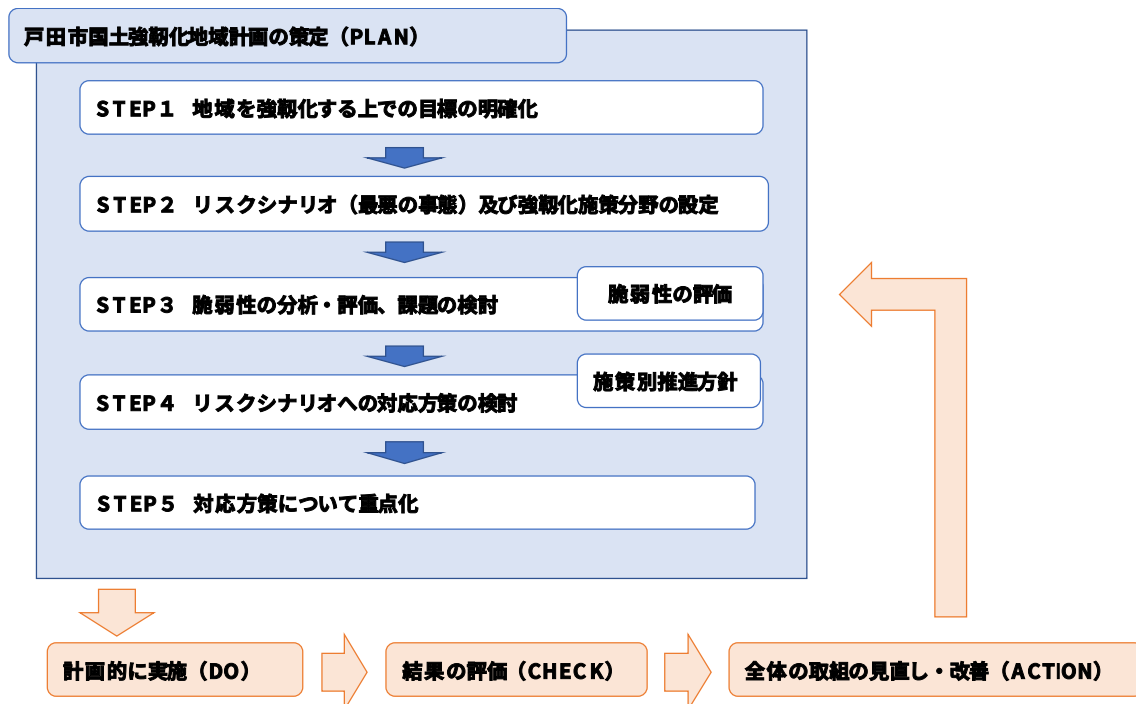
市地域計画は、基本法第13条に基づき策定する地域計画で、災害対策基本法に基づき策定した「戸田市地域防災計画」等とも整合・連携を図りながら、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画です。

そのため、県地域計画が、本市を含有する県土全域に係る計画であることを踏まえ、同計画との調和を保つとともに、未来に向けたまちづくりの指針である「戸田市第5次総合振興計画」（以下「本計画」という。）と整合・調和を図りながら、一体として策定するものです。

3 策定の進め方と今後の見直し

市地域計画は、国土強靱化地域計画策定に関する国の指針である「国土強靱化地域計画ガイドライン」を参考に、以下のプロセスにより計画を策定します。

また、市地域計画は、KPI（重要業績評価指標）を用いて市地域計画に位置づけた施策・事業の進捗状況を把握し、事業等の改善を行う PDCA サイクルに沿って継続的な改善を図ります。



第2節．地域を強靱化する上での目標

本市では、基本計画及び県地域計画を基本としながら、地域強靱化を推進する上での「基本目標」とそれをより具体化した「事前に備えるべき目標」を次のとおり設定します。

【基本目標と事前に備えるべき目標の設定】

【基本目標】

- I 市民の生命を最大限守ること
- II 地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減すること
- III 市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減すること
- IV 迅速な復旧・復興を可能とする備えをすること

【事前に備えるべき目標】

- 1 被害の発生抑制により人命を保護する
- 2 救助・救急・医療活動により人命を保護する
- 3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する
- 4 必要不可欠な行政機能を確保する
- 5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する
- 6 経済活動を機能不全に陥らせない
- 7 二次災害を発生させない
- 8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

第3節．リスクシナリオ等の設定と脆弱性評価

1 リスクシナリオの設定

市地域計画では、国及び埼玉県のリスクシナリオを基にし、本市において考えられるリスクシナリオを次のとおり設定します。

【事前に備えるべき目標とリスクシナリオ】

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1	被害の発生抑制により人命を保護する	1-1	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-2	建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態
		1-3	異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-4	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
2	救助・救急・医療活動により人命を保護する	2-1	救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態
		2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
		2-3	ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態
3	交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路などの交通ネットワークが分断・閉塞する事態
		3-2	信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態
		3-3	旅客・物資の輸送が長期間停止する事態
		3-4	情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態
4	必要不可欠な行政機能を確保する	4-1	被災等により治安が悪化する事態
		4-2	市職員・施設等の被災により行政機能が低下する事態
5	生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
		5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
		5-3	取水停止等により、給水停止が長期化する事態
		5-4	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
		5-5	地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
		5-6	防災インフラの長期間にわたる機能不全
6	経済活動を機能不全に陥らせない	6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
7	二次災害を発生させない	7-1	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
		7-2	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
		7-3	危険物・有害物質等が流出する事態
8	大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	8-1	大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態
		8-2	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-6	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態

2 脆弱性の評価の結果

(1) 事前に備えるべき目標 1：被害の発生抑制により人命を保護する

① 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態

【火災の発生予防】

- ・ 災害時における火災発生を防ぐため、市内防火対象物の火災予防体制の確立に向けて、引き続き防火管理者講習の実施や火災予防に関する広報・意識啓発等を進める必要があります。

【消防体制の強化】

- ・ 災害時における火災の延焼等による被害の拡大を防止するため、資機材の適切な更新等により常備消防力の維持を図るとともに、初期消火や救助体制の確保のため、消防団の消防力の維持・強化が必要です。

【地域の災害対応力の向上】

- ・ 訓練、講演会、啓発事業などの実施を通じて、市民や市職員の防災意識及び災害対応能力の向上を図る必要があります。

【道路基盤の確保】

- ・ 迅速な消火・救助活動や避難に資するため、緊急輸送道路をはじめとした幹線道路の整備を進めるとともに、道路環境の整備・維持を進める必要があります。
- ・ 迅速な消火・救助活動や避難の妨げとなる狭隘道路の改修を進める必要があります。
- ・ 災害時の道路閉塞を啓開するため、関係事業者との連携体制の強化が必要です。
- ・ 電柱倒壊による災害リスクを低減させるため、無電柱化を進める必要があります。
- ・ 災害時の緊急輸送路を確保するため、既存橋梁の耐震化、補修・維持管理を行う必要があります。

【密集市街地等の改善】

- ・ 市内には国から指定を受けた重点密集市街地もあり、道路や公園の整備による避難路の確保や、老朽建築物の除去、住宅の不燃化、空き家対策等による火災の発生・延焼防止に向けた防災性を高めるまちづくりを推進する必要があります。

【延焼遮断帯となる公園・緑地の整備】

- ・ 火災が発生した場合の延焼遮断のための公園や緑地を確保するため、引き続き新設公園の整備や公園施設の改修・再整備等を進める必要があります。

【避難体制の確保】

- ・ 広域避難場所や避難経路について、市民に対する周知を継続していく必要があります。
- ・ 市民に対する災害リスクの周知による危機管理意識の向上や自主避難体制の構築を進める必要があります。また、市、市民、町会等が協力して要配慮者等も含めた避難救助体制を構築する必要があります。

② 建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態

【公共建築物の耐震性能の維持】

- ・ 市有建築物について、地震災害時における倒壊被害等を防ぐとともに、各施設の機能保

全を図ることを目的として、計画的に修繕や建て替えを行う必要があります。

【民間建築物の耐震化】

- ・ 密集市街地や古い住宅が存在しており、引き続き民間住宅等の耐震化を進める必要があります。また、ブロック塀等の倒壊防止や建物内の家具転倒防止等の取り組みを進める必要があります。

【液状化への対応】

- ・ 市内では、地震発生時にはほぼ市内全域にわたって液状化が発生する危険度が高いと予測されており、被害の軽減を図るための対策を行う必要があります。

【地域の災害対応力の向上】（再掲 (1)①）

【道路基盤の確保】（再掲 (1)①）

【密集市街地等の改善】（再掲 (1)①）

【避難体制の確保】（再掲 (1)①）

③ 異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態

【雨水等の排水機能の維持・確保】

- ・ 雨水等を適切に処理・排水するための設備について、引き続き整備を進める必要があります。
- ・ 下水道施設の整備水準を大きく超える降雨(超過降雨)に対して浸水対策を推進するため、浸水被害の多い地区では、雨水貯留・浸透施設等の設置など、重点的に対策を進める必要があります。

【河川治水機能の維持・向上】

- ・ 流域の浸水被害の軽減を図るため、各河川施設が正常に稼働するよう、定期的な点検や河川改修等を行う必要があります。
- ・ 水防活動体制の構築等を行うことが必要です。

【無電柱化の推進】

- ・ 暴風等による電柱の倒壊、それに伴う長期停電を防ぐため、無電柱化を進める必要があります。

【下水道施設の機能維持】

- ・ 災害時においても下水道施設が適切に機能するよう、下水道施設の耐震化を進めるとともに、老朽化した管渠、ポンプ場等について、適切に管理・更新していくことが必要です。

【地域の災害対応力の向上】（再掲 (1)①）

【避難体制の確保】（再掲 (1)①）

④ 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態

【基幹施設の機能維持】

- ・ 災害時の基幹施設となり得る庁舎等について、災害時にもその機能が発揮できるよう適切に維持管理を行うとともに、災害時の応急活動が円滑に実施できるよう機能強化

を図っていく必要があります。

【行政による情報処理・発信体制の整備】

- ・ 災害時に適切に情報を収集・処理し、避難指示等の必要な情報を市民に対して発信することができるよう、防災行政無線をはじめとした様々な情報媒体による情報発信体制を構築する必要があります。

【業務継続体制の確保】

- ・ 業務継続計画について、必要に応じて見直しを行うとともに、職員に対する計画の習熟やそのための訓練等を通じて、市の業務継続体制を確保し、発災時に適切に災害対応できる体制を構築する必要があります。

【消防体制の強化】（再掲 (1)①）

【道路基盤の確保】（再掲 (1)①）

(2) 事前に備えるべき目標2：救助・救急・医療活動により人命を保護する

① 救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態

【受援体制の確立】

- ・ 災害時において関係機関による支援活動が早期に実施できるよう、関係機関との協定の締結や事前の受援手続きの整備などの受援体制を構築しておく必要があります。

【消防体制の強化】（再掲 (1)①）

【道路基盤の確保】（再掲 (1)①）

【避難体制の確保】（再掲 (1)①）

② 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態

【救命・救急体制の構築】

- ・ 災害時に適切な救急活動を迅速に実施することができるよう、医療関係団体との連携を図るとともに、各種救命講習の開催、戸田市救急ステーションの充実等により、救命率向上を図ることが必要です。

③ ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態

【感染症予防対策】

- ・ 災害時における感染症の発生を予防するため、あらかじめ予防接種の促進などの健康指導を行うとともに、感染症発生時に備えた体制を構築することが必要です。

【上水道施設等の機能維持】

- ・ 災害時においても必要な給水を可能とし、飲料水・生活用水を可能な限り確保する観点から、浄水施設や上水道管路等の耐震化を進めるとともに、適切に維持・管理していくことが必要です。
- ・ 非常用井戸の整備などの給水体制を構築するとともに、適切に維持・管理していくことが必要です。

【災害廃棄物等処理体制の構築】

- ・ 災害発生時に円滑な廃棄物処理を行うため、廃棄物処理計画等の作成を行い、廃棄物処理体制を構築することが必要です。
- ・ 蕨戸田衛生センターの処理施設（ごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設・し尿処理施設・リサイクルプラザ）の適切な維持・管理を行うとともに、災害に対応できる施設とするよう、計画的な整備を進めることが必要です。

【無電柱化の推進】（再掲 (1)③）

【下水道施設の機能維持】（再掲 (1)③）

(3) 事前に備えるべき目標 3：交通ネットワーク、情報通信機能を確保する

① 沿線建築物の倒壊等により、道路・線路などの交通ネットワークが分断・閉塞する事態

【道路基盤の確保】（再掲 (1)①）

【密集市街地等の改善】（再掲 (1)①）

【公共建築物の耐震性能の維持】（再掲 (1)②）

【民間建築物の耐震化】（再掲 (1)②）

② 信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態

【交通施設の保全・更新】

- ・ 信号機等の全面的な停止による交通渋滞、交通事故等を防ぐため、交通安全施設の修繕や更新等を行うことが必要です。

【無電柱化の推進】（再掲 (1)③）

③ 旅客・物資の輸送が長期間停止する事態

【道路基盤の確保】（再掲 (1)①）

【交通施設の保全・更新】（再掲 (3)②）

④ 情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態

【行政による情報処理・発信体制の整備】（再掲 (1)④）

【業務継続体制の確保】（再掲 (1)④）

(4) 事前に備えるべき目標 4：必要不可欠な行政機能を確保する

① 被災等により治安が悪化する事態

【地域における防犯力の向上】

- ・ 自主防犯活動への支援や防犯カメラの管理運用など、地域における自主防犯活動の強化を図ることが必要です。

② 市職員・施設等の被災により行政機能が低下する事態

【基幹施設の機能維持】（再掲 (1)④）

【行政による情報処理・発信体制の整備】（再掲 (1)④）

【業務継続体制の確保】（再掲 (1)④）

(5) 事前に備えるべき目標 5：生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する

① 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態

【備蓄物資の確保】

- ・ 災害時において必要な食料・日用品、燃料等の物資を提供することができるよう、防災備蓄倉庫の整備と備蓄物資の適切な管理を行うことが必要です。

【輸送体制の構築】

- ・ ラストワンマイルにおける備蓄物資の配送に必要な資機材の確保や関係機関との協力体制の構築など、物資輸送体制の整備が必要です。

【道路基盤の確保】（再掲 (1)①）

② 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態

【非常用発電設備等の確保】

- ・ 再生可能エネルギー及び省エネルギー設備機器並びに次世代自動車等の導入に対する補助金交付などにより、災害時におけるエネルギー確保を支援する必要があります。

【ライフライン事業者の業務継続体制の確保】

- ・ 災害時における電気・ガス等の供給を行うため、ライフライン事業者と協議・連携し、業務継続体制を確保する必要があります。

【無電柱化の推進】（再掲 (1)③）

③ 取水停止等により、給水停止が長期化する事態

【上水道施設等の機能維持】（再掲 (2)③）

④ 汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態

【下水道施設の機能維持】（再掲 (1)③）

⑤ 地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態

【地域コミュニティの活性化】

- ・ 町会・自治会活動への支援や地区コミュニティ協議会活動の支援等を通じて、地域コミュニティの活性化を図り、災害時における共助体制の構築を図る必要があります。

【市民活動の活性化】

- ・ ボランティア・市民活動支援センターを適正に管理し、市民活動団体の交流・連携等や市内における市民活動を支援することで、市民活動団体の育成・活性化を図る必要があ

ります。

【地域の災害対応力の向上】（再掲 (1)①）

⑥ 防災インフラの長期間にわたる機能不全

【業務継続体制の確保】（再掲 (1)④）

【基幹施設の機能維持】（再掲 (1)④）

(6) 事前に備えるべき目標 6：経済活動を機能不全に陥らせない

① 農業・産業の生産力が大幅に低下する事態

【事業者に対する業務継続体制の構築】

- ・ 災害時においても必要な経済活動を行うことができるよう、関係事業者等に対する業務継続計画の策定支援等、業務継続体制を構築することが必要です。

(7) 事前に備えるべき目標 7：二次災害を発生させない

① 消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態

【火災の発生予防】（再掲 (1)①）

【消防体制の強化】（再掲 (1)①）

【道路基盤の確保】（再掲 (1)①）

【延焼遮断帯となる公園・緑地の整備】（再掲 (1)①）

② 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態

【雨水等の排水機能の維持・確保】（再掲 (1)③）

【河川治水機能の維持・向上】（再掲 (1)③）

【下水道施設の機能維持】（再掲 (1)③）

③ 危険物・有害物質等が流出する事態

【危険物管理の適正化】

- ・ 危険物・高圧ガス（液化石油ガスを含む）・火薬類等について、各施設管理者が適切な管理を行えるように引き続き監視・指導等を行うことが必要です。

(8) 事前に備えるべき目標 8：大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるよう
にする

① 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態

【災害廃棄物等処理体制の構築】（再掲 (2)③）

② 市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

【道路基盤の確保】（再掲 (1)①）

【密集市街地等の改善】（再掲 (1)①）

③ 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

【雨水等の排水機能の維持・確保】（再掲 (1)③）

【河川治水機能の維持・向上】（再掲 (1)③）

【下水道施設の機能維持】（再掲 (1)③）

④ 労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態

【受援体制の確立】（再掲 (2)①）

⑤ 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

【事前の復興まちづくり】

- ・ 災害対応に必要な各種用地の洗い出しや、用地管理者との事前調整、仮設住宅・仮設店舗・仮設事業所等の整備に関する事前計画の策定、住民等との協働のまちづくりの推進など、復興まちづくりに向けた取り組みが必要です。

【早期の住宅再建等の支援】

- ・ 被災者の住宅再建、生活再建が滞ることのないよう、その基本となる被災証明書の交付を迅速に実施できる体制の構築が必要です。

⑥ 土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態

【境界線の明確化】

- ・ 公共座標の統一化と電子化、基準点の永久標識及び標杭の適切な管理が必要です。

第4節．強靱化に向けた取り組み

1 各分野の強靱化に向けた取り組み

ここでは市地域計画におけるリスクシナリオと本計画における施策体系を整理しています。整理するに当たっての考え方は次のとおりとし、整理した表を次頁以降に示しています。

- ・リスクシナリオと関係する主な施策欄に「●」を付けています。
- ・国の基本計画における推進方針と関連する主な施策欄に「△」を付けています。
- ・今後、戸田市の状況や国・県の方針等を踏まえ、現在空欄になっている箇所に新たな施策や事務事業を位置付けることがあります。そのため位置付けを行う過程においては、施策16「地域防災力・危機管理体制の充実・強化」にて包含することとします。
- ・各リスクシナリオに対する具体的な取組内容及びその推進に寄与する各施策の事務事業については後述する「2 具体的な取り組み内容（アクションプラン）」に記載します。
- ・各事務事業が複数の施策に寄与する場合、それぞれの施策欄に「●」を付けています。

(1) 事前に備えるべき目標 1：被害の発生抑制により人命を保護する

第5次総合振興計画の施策体系			被害の発生抑制により人命を保護する			
基本目標	施策番号	施策名	1-1 傷火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態	1-2 態死建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者が発生する事態	1-3 発生する多数の死者・負傷者等に異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	1-4 災害対応の遅延等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
Ⅰ 子どもが健やかに育ち、いきいきと輝けるまち	1	子育て支援の充実				
	2	乳幼児期の保育・教育の充実		●		
	3	児童・青少年の育成環境の充実				
	4	世界で活躍できる人間の育成		●	△	
Ⅱ 創造性や豊かな心を育むまち	5	生涯学習活動の推進				
	6	芸術文化活動の推進		●		●
	7	スポーツ・レクリエーション活動の推進・充実		●		●
Ⅲ 共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち	8	地域医療体制の強化		△		
	9	健康づくり支援の充実				
	10	地域福祉の推進		●		●
	11	高齢者福祉環境の整備・充実		△		
	12	国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の円滑な運営				
	13	生活困窮者支援の充実				
	14	障がい福祉環境の整備・充実		△		
Ⅳ 安全な暮らしを守るまち	15	消防・救急体制の強化	●		△	●
	16	地域防災力・危機管理体制の充実・強化	●	●	●	●
	17	防犯体制の強化				
	18	市民相談機能と消費生活の充実				
	19	浸水対策の推進	●	●	●	●
	20	安全な道路環境の整備・推進	●	●	●	●
Ⅴ 快適に過ごせる生活基盤が整備されたまち	21	快適で秩序ある美しい市街地の形成	●	●	●	●
	22	安心して生活できる住環境の充実	●	●		
	23	上下水道事業の効率的な運営・施設の充実			●	
	24	公共交通が利用しやすい環境の整備・推進				
Ⅵ 都市環境と自然環境が調和したまち	25	自然に親しむ空間の整備・推進	●	●	●	●
	26	魅力ある公園づくり	●			
	27	生活環境の保全			●	
	28	環境衛生の充実			●	
Ⅶ 活力にあふれ人が集い心ふれあうまち	29	多様な働き方への支援・充実				
	30	産業振興の推進			△	
	31	地域資源を活用した観光振興の推進	●	●		●
	32	市民活動の活性化と地域交流の促進				●
考え方1 協働によるまちづくり						
考え方2 情報共有・発信の強化			△	△	△	●
考え方3 質の高い行財政運営の推進				△		●
考え方4 信頼される行政の実現						

●…第5次総合振興計画と関係する主な施策

△…国の基本計画における推進方針と関連する主な施策

(2) 事前に備えるべき目標 2：救助・救急・医療活動により人命を保護する

第5次総合振興計画の施策体系			救助・救急・医療活動により人命を保護する		
基本目標	施策番号	施策名	2-1	2-2	2-3
			し、救助・遅延・捜索活動が大量に発生	療医療機能が麻痺・停止増加し、事態	すより、ライフラインの衛生状態が長期停止等に
Ⅰ 子どもが健やかに育ち、いきいきと輝けるまち	1	子育て支援の充実			
	2	乳幼児期の保育・教育の充実			
	3	児童・青少年の育成環境の充実			
	4	世界で活躍できる人間の育成			
Ⅱ 創造性や豊かな心を育むまち	5	生涯学習活動の推進			
	6	芸術文化活動の推進			
	7	スポーツ・レクリエーション活動の推進・充実			
Ⅲ 共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち	8	地域医療体制の強化		●	
	9	健康づくり支援の充実			●
	10	地域福祉の推進			
	11	高齢者福祉環境の整備・充実		△	
	12	国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の円滑な運営			
	13	生活困窮者支援の充実			
	14	障がい福祉環境の整備・充実		△	
Ⅳ 安全な暮らしを守るまち	15	消防・救急体制の強化	●	●	
	16	地域防災力・危機管理体制の充実・強化	●	△	△
	17	防犯体制の強化			
	18	市民相談機能と消費生活の充実			
	19	浸水対策の推進	●		●
	20	安全な道路環境の整備・推進	●		●
Ⅴ 快適に過ごせる生活基盤が整備されたまち	21	快適で秩序ある美しい市街地の形成	●		●
	22	安心して生活できる住環境の充実			
	23	上下水道事業の効率的な運営・施設の充実		△	●
	24	公共交通が利用しやすい環境の整備・推進			
Ⅵ 都市環境と自然環境が調和したまち	25	自然に親しむ空間の整備・推進	●		
	26	魅力ある公園づくり			
	27	生活環境の保全		△	
	28	環境衛生の充実			●
Ⅶ 活力にあふれ人が集い心ふれあうまち	29	多様な働き方への支援・充実			
	30	産業振興の推進			
	31	地域資源を活用した観光振興の推進			
	32	市民活動の活性化と地域交流の促進			
考え方1 協働によるまちづくり					
考え方2 情報共有・発信の強化					
考え方3 質の高い行財政運営の推進					
考え方4 信頼される行政の実現					

●…第5次総合振興計画と関係する主な施策

△…国の基本計画における推進方針と関連する主な施策

(3) 事前に備えるべき目標3：交通ネットワーク、情報通信機能を確保する

第5次総合振興計画の施策体系			交通ネットワーク、情報通信機能を確保する			
			3-1	3-2	3-3	3-4
基本目標	施策番号	施策名	ワ道路沿線・建築物が分断・閉塞する事態	態道信号で通行止等により、多数の	止旅客・物資の輸送が長期間停	態り、情報の正確性の低下等による事
Ⅰ 子どもが健やかに育ち、いきいきと輝けるまち	1	子育て支援の充実				
	2	乳幼児期の保育・教育の充実	●			
	3	児童・青少年の育成環境の充実				
	4	世界で活躍できる人間の育成	●			
Ⅱ 創造性や豊かな心を育むまち	5	生涯学習活動の推進				
	6	芸術文化活動の推進				
	7	スポーツ・レクリエーション活動の推進・充実				
Ⅲ 共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち	8	地域医療体制の強化				
	9	健康づくり支援の充実				
	10	地域福祉の推進				
	11	高齢者福祉環境の整備・充実				
	12	国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の円滑な運営				
	13	生活困窮者支援の充実				
	14	障がい福祉環境の整備・充実				
Ⅳ 安全な暮らしを守るまち	15	消防・救急体制の強化				
	16	地域防災力・危機管理体制の充実・強化	△	△	△	●
	17	防犯体制の強化				
	18	市民相談機能と消費生活の充実				
	19	浸水対策の推進	●	●	●	
	20	安全な道路環境の整備・推進	●	●	●	
Ⅴ 快適に過ごせる生活基盤が整備されたまち	21	快適で秩序ある美しい市街地の形成	●	●	●	
	22	安心して生活できる住環境の充実	●			
	23	上下水道事業の効率的な運営・施設の充実				
	24	公共交通が利用しやすい環境の整備・推進				
Ⅵ 都市環境と自然環境が調和したまち	25	自然に親しむ空間の整備・推進	●	●	●	
	26	魅力ある公園づくり				
	27	生活環境の保全				
	28	環境衛生の充実				
Ⅶ 活力にあふれ人が集い心ふれあうまち	29	多様な働き方への支援・充実				
	30	産業振興の推進				
	31	地域資源を活用した観光振興の推進				
	32	市民活動の活性化と地域交流の促進				
考え方1 協働によるまちづくり						
考え方2 情報共有・発信の強化			△	△	△	●
考え方3 質の高い行財政運営の推進						
考え方4 信頼される行政の実現						

●…第5次総合振興計画と関係する主な施策

△…国の基本計画における推進方針と関連する主な施策

(4) 事前に備えるべき目標 4：必要不可欠な行政機能を確保する

第5次総合振興計画の施策体系			必要不可欠な行政機能を確保する	
基本目標	施策番号	施策名	4-1 被災等により治安が悪化する	4-2 行政職員・施設等の被災により
Ⅰ 子どもが健やかに育ち、いきいきと輝けるまち	1	子育て支援の充実		
	2	乳幼児期の保育・教育の充実		
	3	児童・青少年の育成環境の充実		
	4	世界で活躍できる人間の育成		
Ⅱ 創造性や豊かな心を育むまち	5	生涯学習活動の推進		
	6	芸術文化活動の推進		
	7	スポーツ・レクリエーション活動の推進・充実		△
Ⅲ 共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち	8	地域医療体制の強化		
	9	健康づくり支援の充実		
	10	地域福祉の推進		
	11	高齢者福祉環境の整備・充実		
	12	国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の円滑な運営		
	13	生活困窮者支援の充実		
	14	障がい福祉環境の整備・充実		
Ⅳ 安全な暮らしを守るまち	15	消防・救急体制の強化		△
	16	地域防災力・危機管理体制の充実・強化	△	●
	17	防犯体制の強化	●	
	18	市民相談機能と消費生活の充実		
	19	浸水対策の推進		
	20	安全な道路環境の整備・推進		
Ⅴ 快適に過ごせる生活基盤が整備されたまち	21	快適で秩序ある美しい市街地の形成		
	22	安心して生活できる住環境の充実		
	23	上下水道事業の効率的な運営・施設の充実		
	24	公共交通が利用しやすい環境の整備・推進		
Ⅵ 都市環境と自然環境が調和したまち	25	自然に親しむ空間の整備・推進		
	26	魅力ある公園づくり		
	27	生活環境の保全		
	28	環境衛生の充実		
Ⅶ 活力にあふれ人が集い心ふれあうまち	29	多様な働き方への支援・充実		
	30	産業振興の推進		
	31	地域資源を活用した観光振興の推進		
	32	市民活動の活性化と地域交流の促進		
考え方1 協働によるまちづくり				
考え方2 情報共有・発信の強化				●
考え方3 質の高い行財政運営の推進				●
考え方4 信頼される行政の実現				

●…第5次総合振興計画と関係する主な施策

△…国の基本計画における推進方針と関連する主な施策

(5) 事前に備えるべき目標 5：生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する

第5次総合振興計画の施策体系			生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する					
			5-1 が食料や日用品に不足する事態	5-2 給電が停止する等のエネルギー供給	5-3 が取水停止等により、給水停止	5-4 り、汚水処理の長期間停止等による	5-5 化、避難所の担い手不足等に悪影響を及ぼす	5-6 る防災インフラの長期間にわた
基本目標	施策番号	施策名						
Ⅰ 子どもが健やかに育ち、いきいきと輝けるまち	1	子育て支援の充実						
	2	乳幼児期の保育・教育の充実						
	3	児童・青少年の育成環境の充実						
	4	世界で活躍できる人間の育成						
Ⅱ 創造性や豊かな心を育むまち	5	生涯学習活動の推進						
	6	芸術文化活動の推進						
	7	スポーツ・レクリエーション活動の推進・充実						
Ⅲ 共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち	8	地域医療体制の強化						
	9	健康づくり支援の充実						
	10	地域福祉の推進					●	
	11	高齢者福祉環境の整備・充実					●	
	12	国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の円滑な運営						
	13	生活困窮者支援の充実						
	14	障がい福祉環境の整備・充実						
Ⅳ 安全な暮らしを守るまち	15	消防・救急体制の強化						
	16	地域防災力・危機管理体制の充実・強化	●	△	△	△	●	●
	17	防犯体制の強化						
	18	市民相談機能と消費生活の充実						
	19	浸水対策の推進	●	●				
	20	安全な道路環境の整備・推進	●	●				
Ⅴ 快適に過ごせる生活基盤が整備されたまち	21	快適で秩序ある美しい市街地の形成	●	●				
	22	安心して生活できる住環境の充実						
	23	上下水道事業の効率的な運営・施設の充実			●	●		△
	24	公共交通が利用しやすい環境の整備・推進						
Ⅵ 都市環境と自然環境が調和したまち	25	自然に親しむ空間の整備・推進	●					
	26	魅力ある公園づくり						
	27	生活環境の保全		●				
	28	環境衛生の充実						
Ⅶ 活力にあふれ人が集い心ふれあうまち	29	多様な働き方への支援・充実						
	30	産業振興の推進						
	31	地域資源を活用した観光振興の推進						
	32	市民活動の活性化と地域交流の促進					●	
考え方1 協働によるまちづくり								
考え方2 情報共有・発信の強化								△
考え方3 質の高い行政運営の推進								●
考え方4 信頼される行政の実現								

●…第5次総合振興計画と関係する主な施策

△…国の基本計画における推進方針と関連する主な施策

(6) 事前に備えるべき目標 6：経済活動を機能不全に陥らせない

第5次総合振興計画の施策体系			経済活動を機能不全に陥らせない
			6-1
基本目標	施策番号	施策名	低農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
Ⅰ 子どもが健やかに育ち、いきいきと輝けるまち	1	子育て支援の充実	
	2	乳幼児期の保育・教育の充実	
	3	児童・青少年の育成環境の充実	
	4	世界で活躍できる人間の育成	
Ⅱ 創造性や豊かな心を育むまち	5	生涯学習活動の推進	
	6	芸術文化活動の推進	
	7	スポーツ・レクリエーション活動の推進・充実	
Ⅲ 共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち	8	地域医療体制の強化	
	9	健康づくり支援の充実	
	10	地域福祉の推進	
	11	高齢者福祉環境の整備・充実	
	12	国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の円滑な運営	
	13	生活困窮者支援の充実	
	14	障がい福祉環境の整備・充実	
Ⅳ 安全な暮らしを守るまち	15	消防・救急体制の強化	
	16	地域防災力・危機管理体制の充実・強化	●
	17	防犯体制の強化	
	18	市民相談機能と消費生活の充実	
	19	浸水対策の推進	
	20	安全な道路環境の整備・推進	
Ⅴ 快適に過ごせる生活基盤が整備されたまち	21	快適で秩序ある美しい市街地の形成	
	22	安心して生活できる住環境の充実	
	23	上下水道事業の効率的な運営・施設の充実	
	24	公共交通が利用しやすい環境の整備・推進	
Ⅵ 都市環境と自然環境が調和したまち	25	自然に親しむ空間の整備・推進	
	26	魅力ある公園づくり	
	27	生活環境の保全	△
	28	環境衛生の充実	
Ⅶ 活力にあふれ人が集い心ふれあうまち	29	多様な働き方への支援・充実	
	30	産業振興の推進	△
	31	地域資源を活用した観光振興の推進	
	32	市民活動の活性化と地域交流の促進	
考え方1 協働によるまちづくり			
考え方2 情報共有・発信の強化			
考え方3 質の高い行政運営の推進			
考え方4 信頼される行政の実現			

●…第5次総合振興計画と関係する主な施策

△…国の基本計画における推進方針と関連する主な施策

(7) 事前に備えるべき目標 7：二次災害を発生させない

第5次総合振興計画の施策体系			二次災害を発生させない		
基本目標	施策番号	施策名	7-1 延焼が 発生する 事態	7-2 発生域が 長期的な 浸水被害 が	7-3 危険物・ 有害物質 等が流出 する
Ⅰ 子どもが健やかに育ち、 いきいきと輝けるまち	1	子育て支援の充実			
	2	乳幼児期の保育・教育の充実			
	3	児童・青少年の育成環境の充実			
	4	世界で活躍できる人間の育成			
Ⅱ 創造性や豊かな心を育むまち	5	生涯学習活動の推進			
	6	芸術文化活動の推進			
	7	スポーツ・レクリエーション活動の推進・充実			
Ⅲ 共に生き、支え合い、 安心して暮らせるまち	8	地域医療体制の強化			
	9	健康づくり支援の充実			
	10	地域福祉の推進			
	11	高齢者福祉環境の整備・充実			
	12	国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の円滑な運営			
	13	生活困窮者支援の充実			
	14	障がい福祉環境の整備・充実			
Ⅳ 安全な暮らしを守るまち	15	消防・救急体制の強化	●		●
	16	地域防災力・危機管理体制の充実・強化	●	△	△
	17	防犯体制の強化			
	18	市民相談機能と消費生活の充実			
	19	浸水対策の推進	●	●	
	20	安全な道路環境の整備・推進	●	●	
Ⅴ 快適に過ごせる 生活基盤が整備されたまち	21	快適で秩序ある美しい市街地の形成	●	●	
	22	安心して生活できる住環境の充実			
	23	上下水道事業の効率的な運営・施設の充実	△	●	
	24	公共交通が利用しやすい環境の整備・推進			
Ⅵ 都市環境と自然環境が調和 したまち	25	自然に親しむ空間の整備・推進	●	●	
	26	魅力ある公園づくり	●		
	27	生活環境の保全		●	
	28	環境衛生の充実		●	△
Ⅶ 活力にあふれ 人が集い心ふれあうまち	29	多様な働き方への支援・充実			
	30	産業振興の推進			
	31	地域資源を活用した観光振興の推進	●		
	32	市民活動の活性化と地域交流の促進			
考え方1 協働によるまちづくり					
考え方2 情報共有・発信の強化					
考え方3 質の高い行財政運営の推進					
考え方4 信頼される行政の実現					

●…第5次総合振興計画と関係する主な施策

△…国の基本計画における推進方針と関連する主な施策

(8) 事前に備えるべき目標 8：大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

第5次総合振興計画の施策体系			大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする					
基本目標	施策番号	施策名	8-1 大量に発生する産業廃棄物等の処理が停滞する事態	8-2 市内の基盤インフラの崩壊に遅れ、復旧・復興が大幅に遅れる事態	8-3 広域・長期にわたる発生により復興が大幅に遅れる事態	8-4 労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態	8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮設店舗・仮事業所等に遅れる事態	8-6 土地利用の混乱に伴う境界等に被害が生じ、復旧事業に遅れる事態
Ⅰ 子どもが健やかに育ち、いきいきと輝けるまち	1	子育て支援の充実						
	2	乳幼児期の保育・教育の充実						
	3	児童・青少年の育成環境の充実						
	4	世界で活躍できる人間の育成						
Ⅱ 創造性や豊かな心を育むまち	5	生涯学習活動の推進						
	6	芸術文化活動の推進						
	7	スポーツ・レクリエーション活動の推進・充実						
Ⅲ 共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち	8	地域医療体制の強化		△				
	9	健康づくり支援の充実						
	10	地域福祉の推進						
	11	高齢者福祉環境の整備・充実						
	12	国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の円滑な運営						
	13	生活困窮者支援の充実						
	14	障がい福祉環境の整備・充実						
Ⅳ 安全な暮らしを守るまち	15	消防・救急体制の強化						
	16	地域防災力・危機管理体制の充実・強化	△	△	△	●	●	△
	17	防犯体制の強化						
	18	市民相談機能と消費生活の充実						
	19	浸水対策の推進		●	●			
	20	安全な道路環境の整備・推進		●	●			●
Ⅴ 快適に過ごせる生活基盤が整備されたまち	21	快適で秩序ある美しい市街地の形成		●	●			
	22	安心して生活できる住環境の充実						
	23	上下水道事業の効率的な運営・施設の充実			●			
	24	公共交通が利用しやすい環境の整備・推進						
Ⅵ 都市環境と自然環境が調和したまち	25	自然に親しむ空間の整備・推進		●	●			
	26	魅力ある公園づくり						
	27	生活環境の保全			●			
	28	環境衛生の充実	●		●			
Ⅶ 活力にあふれ人が集い心ふれあうまち	29	多様な働き方への支援・充実						
	30	産業振興の推進						
	31	地域資源を活用した観光振興の推進						
	32	市民活動の活性化と地域交流の促進						
考え方1 協働によるまちづくり								
考え方2 情報共有・発信の強化								
考え方3 質の高い行財政運営の推進							△	△
考え方4 信頼される行政の実現								

●…第5次総合振興計画と関係する主な施策

△…国の基本計画における推進方針と関連する主な施策

2 具体的な取り組み内容（アクションプラン）

リスクシナリオごとの具体的な取り組み内容については以下のとおりです。

（1） 事前に備えるべき目標 1：被害の発生抑制により人命を保護する

① 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態

【火災の発生予防】

災害時における火災発生を予防するため、防火管理者講習の実施や火災予防に関する意識啓発活動、危険物の取扱い等に関する消防法令違反への適切な対応を進めるなど、民間建築物の防火体制の整備に努めます。また、一般住宅における感震ブレーカーや、住宅用火災警報器の設置を推進し、災害時の火災による二次被害の発生防止に取り組みます。

＜主な事業＞

施策番号	事務事業名	事業内容
15	火災予防推進事業	火災予防体制を確立するため、建築物等に対する適切な指導を行うとともに、市民の火災予防に対する意識の普及啓発を行う。

【消防体制の強化】

火災発生時の対応力強化の観点から、消防設備・資機材の適切な更新や消防水利の確保、消防通信体制の確立等を進めるとともに、消防人材の育成・強化による常備消防力の強化を図ります。

また、迅速な初期消火を行うことができるよう、消防団資機材の維持管理や消防団員の確保、消防団員の能力育成等により、消防団の消防力を向上させます。

＜主な事業＞

施策番号	事務事業名	事業内容
15	警防業務推進事業	水火災及び地震等の災害時における消火・救急及び救助の活動に必要な資機材及び装備を整備し、訓練を実施する。
15	消防活動施設整備維持管理事業	消防救急デジタル無線及び高機能消防通信指令システムの適正な維持管理のための更新・保守点検を実施する。また、消火活動に必要な不可欠な消防水利である消火栓や防火貯水槽の適正な維持管理のための改良・修繕を実施する。
15	消防車両等整備維持管理事業	老朽化した消防車両を車両更新計画に基づき計画的に更新整備する。また、常に良好な状態で出動に備えるため、日常点検及び法定点検を適切に実施する。
15	消防職員人材育成事業	消防学校・大学校における基礎的知識・技術の習得（初任科）、専門知識・技術の習得（専科教育）をはじめとする教育訓練や、消防業務に必要な各種免許の取得に係る講習会等の受講（消防技能講習）の機会を提供するとともに、採用試験、昇任選考、人事異動等による適正な人事配置を行う。
15	消防庁舎・消防団施設管理事業	消防庁舎、消防団詰所に関する各種業務委託、維持管理、各種光熱費の支払い等を行う。

15	東部分署改築事業	東部分署改築に係る業務委託、工事、備品調達等を行う。計画している事業内容は以下のとおり。 主な事業内容 令和5年度：実施設計業務、家屋調査（事前調査）業務 令和6年度：解体工事 令和7～9年度：改築工事、工事監理業務 令和9年度：備品購入、引っ越し業務、家屋調査（事後調査）業務（完成後）
15、16	消防団運営活動事業	団員報酬・退職報奨金の支給、分団運営交付金の交付、消防団員被服の貸与、消防団員健康診断の実施、消防団員家族交流会の開催、消防学校への入校などの研修を実施する。

【地域の災害対応力の向上】

発災時における市、市民、防災関係機関等の役割を明確にするとともに、市民に対する意識啓発に取り組むことで、市民一人一人の災害対応力の向上を図ります。

加えて、自主防災組織の結成・育成を進め、地域の安全マップ等の作成や継続的な救助・初期消火等の訓練の実施に対する支援等を行うことにより、地域の共助による災害対応力の向上を図ります。

<主な事業>

施策番号	事務事業名	事業内容
16	防災意識開発等事業	防災基本条例の策定により、市、市民、防災関係機関等の責務及び役割を明らかにすることで、災害に強いまちづくりを目指す。また、訓練、講演会、啓発事業などの実施を通じて、市民や市職員の防災意識及び災害対応能力の向上を図る。

【道路基盤の確保】

消火活動や救助活動等の災害活動を円滑化し、避難経路を確保する観点から、緊急輸送道路をはじめとした幹線道路の整備を進めるとともに、狹隘道路の改修や既存橋梁の耐震化等を推進します。

また、災害時においてその機能を発揮することができるよう、適切な補修等の維持管理を行い、道路環境を維持するとともに、主要な道路において無電柱化を進めます。

さらに、関係事業者との関係を見直し、災害時の道路閉塞に対する早期啓開体制を構築します。

<主な事業>

施策番号	事務事業名	事業内容
19、21	宅地整備事業	新曽第一土地区画整理事業区域 91.2ha 内の道路築造等を実施する。また、調整池の新設及び維持管理を行う。
19、21	宅地整備事業	新曽第二土地区画整理事業区域 40.5ha 内の道路等築造等を実施する。また、調整池の新設及び維持管理を行う。
20	道路維持管理費	- 道路台帳等の更新により、最新の道路情報を維持する。 - 道路施設を定期的に点検・保守・清掃を行う。 - 道路占用許可や道路工事施工承認等の事務を適切に実施する。

20	交通安全施設整備事業	交通安全施設の整備及び維持管理を実施する。
20	道路整備事業	第2次戸田市歩行者自転車道路網整備計画に基づき、道路の再配分等を行うために、歩行者・自転車・自動車通行空間の設計及び工事を実施する。
20	道路補修事業	・長寿命化修繕計画等に基づき、予防保全の取組を進める。 ・道路施設の劣化・損傷部分の機能を回復させるため、適切に補修を行うとともに、効果的な改修を行う。
20、 21	都市計画道路前谷馬場線整備事業	歩行空間と都市環境の確保に向けて、用地取得に必要な土地鑑定評価、用地測量、物件移転補償等を行うとともに、設計業務や工事を実施する。

【密集市街地等の改善】

密集市街地等における狭隘道路の拡幅や公園の整備による避難路の確保、老朽建築物の建て替えや住宅の耐震化・不燃化、空き家対策等を進めることで、防災性を高めるまちづくりを推進します。

＜主な事業＞

施策番号	事務事業名	事業内容
21	川岸・美女木向田地区都市整備事業	川岸地区（川岸2丁目の一部地域）及び美女木向田地区において、地区計画の運用により、土地利用の規制・誘導を行う。 川岸地区は、防災に資する道路や通り抜け広場等の整備を進める。美女木向田地区は、地域整備計画に基づく都市基盤整備を進める。
21	新曽中央地区都市整備事業	新曽中央地区の住環境の向上を図るため、地区まちづくり協定や地区計画の運用により、地区住民等の合意形成を図りながら、土地利用の規制・誘導を行う。また、整備計画に基づき、道路や公園等の都市基盤整備を進める。
22	住宅政策事業	良質な住宅ストックを形成するため、様々な住宅施策の周知を行う。空き家対策については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく適正管理の推進、空き家バンク制度の運用による市場への流通促進等を行う。マンション対策については、戸田市マンション管理適正化推進計画に基づき、適正管理に向けた周知、啓発、相談体制の強化等を図り、管理不全化の抑制と継続的な支援を行う。

【延焼遮断帯となる公園・緑地の整備】

火災による延焼を防ぐため、公園の整備・改修等の公有地の緑地を確保するとともに、屋上・壁面緑化などによる身近な緑を増やすなどによる民有地緑化を推進します。

＜主な事業＞

施策番号	事務事業名	事業内容
26	公園施設整備・改修事業	公園リニューアル計画に基づいた市民協働による公園運営 ・市民協働による利用プログラムの充実

		・平時と被災時に機能する施設の充実 ・公園維持管理費の抑制を図る施設への更新
26、31	公園維持管理事業	公園リニューアル計画に基づいた市民協働による公園運営 ・公園維持管理費の抑制 ・公園施設の災害予防 ・公園等の賑わい創出 ・持続的な公園経営

【避難体制の確保】

広域避難場所や避難経路の情報について、引き続き市民に対して周知を図ります。また、必要な時に適切な避難が実施されるよう、ハザードマップやタイムラインの作成などにより市民に対する災害リスクの周知を図るとともに、自主的に避難行動を行うことができるよう市民一人ひとりの避難体制の構築を進めます。

あわせて、市、市民、町会等が協力して要配慮者等も含めた避難救助体制を構築します。

② 建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態

【公共建築物の耐震性能の維持】

小中学校や市営住宅など、市が所有・管理している建築物については、一定の耐震性を保持しており、引き続き機能保全を図ることを目的とした計画的な修繕等を行います。また、発災時の被害を軽減させるため、特に災害時の対応拠点や避難所となる本庁舎・学校などの施設では、吊り天井など非構造部材の耐震化等にも取り組みます。

<主な事業>

施策番号	事務事業名	事業内容
2	保育園管理運営費	公共施設等総合管理計画等に基づき、計画的な維持保全に向けた改修工事等を実施する。
3	プリムローズ管理運営事業	乳幼児から中高生までが利用できる施設として、各種講座や育児に関する相談の実施、遊びの提供を行う。地域と連携を図るとともに児童や青少年の居場所としての機能を推進する。
3	こどもの国管理運営事業	乳幼児から中高生までが利用できる施設として、各種講座や育児に関する相談の実施、遊びの提供を行う。地域と連携を図るとともに児童や青少年の居場所としての機能を推進する。
4	小学校施設整備事業	校舎、屋内運動場、プール、グラウンド等の学校施設を長期間有効に使用できるように整備・改修。老朽化等による改築並びに児童増による増築工事等を計画的に行なう。増改築以外の主な設計・工事等としては、内装改修、外壁塗装、屋上防水、設備改修（電気・給排水・消防・エレベーター設置等）、プール改修、校庭及び校門整備等の改修がある。 なお、令和6年度から令和7年度にかけて市内小学校（戸田第一小学校、戸田第二小学校、美谷本小学校、笹目小学校、喜沢小学校）空調設備改修工事、市内小学校（戸田第二小学校、新曽小学校、美谷本小学校、笹目小学校、戸田南小学校、喜沢小学校、笹目東小学校、美女木小学校、新曽北小学校、芦原小学校）バリアフリー改修（含トイレ洋式化）工事を行う。

		また、令和7年度から令和9年度にかけて 戸田南小学校教室棟（含給食調理場）増築等工事を行う。
4	中学校施設整備事業	校舎、屋内運動場、プール、グラウンド等の学校施設を長期間有効に使用できるように整備・改修。老朽化等による改築並びに生徒増による増築工事等を計画的に行なう。増改築以外の主な設計・工事等としては、内装改修、外壁塗装、屋上防水、設備改修（電気・給排水・消防・エレベーター設置等）、プール改修、校庭及び校門整備等の改修がある。 なお、令和6年度から令和7年度にかけて戸田東中学校空調設備改修工事、市内中学校（戸田中学校、戸田東中学校、美笹中学校）バリアフリー改修（含トイレ洋式化）工事を行う。
22	市営住宅管理費	市営住宅の安定供給、有効活用及び効率的な運用を行うため、戸田市市営住宅等長寿命化計画に基づき、大規模修繕や緊急修繕等の適切な維持管理を進める。また、家賃や入退去管理の事務の効率化・合理化のため、市営住宅管理システムの運用を行う。

【民間建築物の耐震化】

市内に残る古い民間住宅や人が多数集まるような民間建築物については、災害発生時の倒壊等を防ぐ観点から引き続き耐震化を進めるとともに、建物内における被害を防ぐために家具等について転倒防止対策を行うことの周知を図ります。また、倒壊の危険性のあるブロック塀等については、点検や生け垣等への変更等の支援を行います。

さらに、特に人が多数集まるような民間建築物については、吊り天井など非構造部材の耐震化等にも取り組みます。

<主な事業>

施策番号	事務事業名	事業内容
22	耐震診断・改修事業	市内に存する昭和56年5月31日以前に着工された住宅等の耐震診断・耐震改修に対して補助金を交付し、耐震化を促進する。

【液状化への対応】

市内には地震等が発生した場合に液状化が発生する危険が高い地域が存在しているため、当該地域における液状化の防止等に向けた取り組みを検討します。

【地域の災害対応力の向上】（再掲 (1)①）

<主な事業>

施策番号	事務事業名	事業内容
16	防災意識開発等事業	再掲 (1)①

【道路基盤の確保】（再掲 (1)①）

<主な事業>

施策番号	事務事業名	事業内容
19、21	宅地整備事業	再掲 (1)①
19、21	宅地整備事業	再掲 (1)①
20	道路維持管理費	再掲 (1)①
20	交通安全施設整備事業	再掲 (1)①
20	道路整備事業	再掲 (1)①
20	道路補修事業	再掲 (1)①
20、21	都市計画道路前谷馬場線整備事業	再掲 (1)①

【密集市街地等の改善】（再掲 (1)①）

<主な事業>

施策番号	事務事業名	事業内容
21	川岸・美女木向田地区都市整備事業	再掲 (1)①
21	新曽中央地区都市整備事業	再掲 (1)①
22	住宅政策事業	再掲 (1)①

【避難体制の確保】（再掲 (1)①）

③ 異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態

【雨水等の排水機能の維持・確保】

雨水等を適切に処理・排水する設備について、引き続き適切な維持管理と整備を図るとともに、ゲリラ豪雨等の下水道施設の整備水準を大きく超える降雨に対応するため、浸水被害の多い地区では、雨水貯留・浸透施設等の設置などの対策に重点的に取り組みます。

<主な事業>

施策番号	事務事業名	事業内容
19	雨水整備事業	排水区域(分流式)910haのうち、新曽第一・第二地区を除く747haについて、計画降雨を排除するために必要な雨水排水施設を整備する。
19	浸水被害軽減事業	浸水被害の多い地区について、重点的に浸水対策工事を実施する。
19、25 27、28	河川維持管理費	河川・水路・排水等各施設が正常に機能するよう定期点検やパトロール及び応急措置や計画的な修繕を実施。
19、21	宅地整備事業	再掲 (1)①
19、21	宅地整備事業	再掲 (1)①

【河川治水機能の維持・向上】

河川氾濫による大規模かつ長期的な浸水被害を軽減するため、各河川の河川断面を確保するための適切な維持管理に取り組むとともに、河川監視カメラ等の適切な運用により、河

川状態の監視体制を維持します。あわせて、河川氾濫防止のための水防体制構築に向けて、必要な計画策定や訓練等を行います。

<主な事業>

施策番号	事務事業名	事業内容
19	上戸田川整備事業	浸水被害軽減のため、土地区画整理事業により河川用地を確保し、新たな河道整備を行い、流下能力の向上を図る。
19	さくら川整備事業	浸水被害軽減のための護岸拡幅や河床の掘削等を行い、流下能力の向上を図る。
19	水防事業	荒川左岸水害予防組合として水防計画を定め、出水時における水防活動を実施。また、同組合を構成する3市(戸田・川口・蕨)で水防演習等を実施することにより、水害への警戒・被害軽減を図る。
19、25 27、28	河川維持管理費	再掲 (1)③

【無電柱化の推進】

災害時における電柱の倒壊とそれに伴う長期停電を防ぐため、無電柱化を進めます。

<主な事業>

施策番号	事務事業名	事業内容
19、21	宅地整備事業	再掲 (1)①
19、21	宅地整備事業	再掲 (1)①
20	道路維持管理費	再掲 (1)①
20、21	都市計画道路前谷馬場線整備事業	再掲 (1)①

【下水道施設の機能維持】

災害時においても下水道施設が適切に機能するよう、下水道施設の耐震化等を進めるとともに、機能維持に向けた適切な修繕・維持管理を行います。

<主な事業>

施策番号	事務事業名	事業内容
23	荒川左岸南部流域下水道費	荒川左岸南部流域下水道を管理運営する埼玉県に対する荒川左岸南部流域下水道関係5市に係る当該流域下水道維持管理費等負担金の支出。
23	下水道施設維持管理事業	○下水道施設が適正に機能するための点検・調査・清掃・修繕などの維持管理 ○敷地内に布設する排水設備の申請受付、指導、適合検査、検査済証交付 ○公共下水道台帳の整備

【地域の災害対応力の向上】 (再掲 (1)①)

<主な事業>

施策番号	事務事業名	事業内容
16	防災意識開発等事業	再掲 (1)①

【避難体制の確保】（再掲 (1)①）

④ 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態

【基幹施設の機能維持】

災害時等の対応拠点となる本庁舎や避難所となる施設等、基幹施設となり得る施設について、その耐震性能の確保等を図るとともに、災害時にも機能を発揮できるよう適切な維持管理を行います。また、災害時の応急活動が円滑に実施できるよう機能強化及び施設整備を図ります。

<主な事業>

施策番号	事務事業名	事業内容
10、32	笹目コミュニティセンター管理運営費	指定管理者である笹目コミュニティ協議会による、センターの適切な管理運営と、事業実施を通じて、地域住民間の情報交換や、地域で活動している各団体の相互交流などを促進し、地域コミュニティの活性化を図る。
考え方 3	庁舎管理費	庁舎及び付帯設備の適切な維持管理を図るため、保守業務等を実施するとともに、利便性・安全性の向上を図るため、修繕や工事の実施、物品の購入等を行う。また、市民と関係部署を適切につなぐために、庁内案内や電話交換等を行う。
6、10	文化会館管理運営費	文化、芸術の推進等を図るための文化会館の管理運営。
7、10 31	スポーツセンター管理運営費	スポーツセンターの管理運営、スポーツ施設の貸し出し、スポーツ教室の開催及び施設の計画的な再整備に係る事務。
3	ブリムローズ管理運営事業	再掲 (1)②
3	こどもの国管理運営事業	再掲 (1)②

【行政による情報処理・発信体制の整備】

災害時に適切に情報収集・処理する体制を構築するため、GIS等を活用した情報共有システムの構築やドローン等の新しい情報通信技術の活用を図るとともに、避難指示等の必要な情報を市民に適切に伝えることができるよう、防災行政無線等の設備導入や対災害性能の向上のほか、メールやSNS等の情報通信など住民に対して情報提供する様々な通信技術の導入を図ります。

<主な事業>

施策番号	事務事業名	事業内容
16	国民保護計画事業	国の「国民の保護に関する基本指針」と国民保護に関する埼玉県計画に基づき、武力攻撃・災害等から市民の生命、身体及び財産を守るため、平時より警報の伝達、市

		民の避難及び救援等に関する事項を定めた計画（国民保護計画）を策定する。
考え方 2	地域情報化推進事業	Govtech（電子市役所）に向けたインフラ基盤の強化及び情報発信・提供チャンネルの多様化、ホームページ・統合型地理情報システム、及び通信回線等のインフラ基盤の維持管理を実施する。
16	防災施設等整備事業	再掲 (1)④

【業務継続体制の確保】

業務継続計画の見直しを進めるとともに、職員に対する訓練や意識啓発等を行います。また、業務継続に必要な資機材等を整備することで、災害時における本市の対応力の向上を図ります。

<主な事業>

施策番号	事務事業名	事業内容
16	防災施設等整備事業	防災行政無線や災害用発電機、井戸・貯水槽などの設備、また、防災備蓄倉庫の非常用食料をはじめとする備蓄品類が、災害時等に有効に機能・活用できるよう良好な状態を保つため、必要な点検・修理・更新等を行う。

【消防体制の強化】（再掲 (1)①）

<主な事業>

施策番号	事務事業名	事業内容
15	警防業務推進事業	再掲 (1)①
15	消防活動施設整備維持管理事業	再掲 (1)①
15	消防車両等整備維持管理事業	再掲 (1)①
15	消防庁舎・消防団施設管理事業	再掲 (1)①
15	東部分署改築事業	再掲 (1)①
15、16	消防団運営活動事業	再掲 (1)①

【道路基盤の確保】（再掲 (1)①）

<主な事業>

施策番号	事務事業名	事業内容
19、21	宅地整備事業	再掲 (1)①
19、21	宅地整備事業	再掲 (1)①
20	道路維持管理費	再掲 (1)①
20	交通安全施設整備事業	再掲 (1)①
20	道路整備事業	再掲 (1)①
20	道路補修事業	再掲 (1)①
20、21	都市計画道路前谷馬場線整備事業	再掲 (1)①

(2) 事前に備えるべき目標2：救助・救急・医療活動により人命を保護する

① 救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態

【受援体制の確立】

災害時において必要な外部からの応援を早期に受け入れ、応援部隊が円滑に支援を実施できるよう、受援窓口の設定や必要な応援協定の締結、関係機関との連絡窓口の設定、受援計画の策定など、受援体制の構築に取り組みます。

【消防体制の強化】（再掲 (1)①）

<主な事業>

施策番号	事務事業名	事業内容
15	警防業務推進事業	再掲 (1)①
15	消防活動施設整備維持管理事業	再掲 (1)①
15	消防車両等整備維持管理事業	再掲 (1)①
15	消防職員人材育成事業	再掲 (1)①
15	消防庁舎・消防団施設管理事業	再掲 (1)①
15	東部分署改築事業	再掲 (1)①
15、16	消防団運営活動事業	再掲 (1)①

【道路基盤の確保】（再掲 (1)①）

<主な事業>

施策番号	事務事業名	事業内容
19、21	宅地整備事業	再掲 (1)①
19、21	宅地整備事業	再掲 (1)①
20	道路維持管理費	再掲 (1)①
20	交通安全施設整備事業	再掲 (1)①
20	道路整備事業	再掲 (1)①
20	道路補修事業	再掲 (1)①
20、21	都市計画道路前谷馬場線整備事業	再掲 (1)①

【避難体制の確保】（再掲 (1)①）

② 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態

【救命・救急体制の構築】

災害時に適切な救急活動を迅速に実施することができるよう、医療関係団体とも連携して災害時の医療体制の整備に取り組みます。また、戸田市救急ステーションの充実等を図り、救命率の向上に努めます。

また、災害時の医療機能の停止を回避できるよう、医療活動に要する水・エネルギーの確

保を行うとともに、救護所で使用する医薬品等を備蓄します。さらに、避難所等の衛生管理に必要な備蓄の確保や感染症予防の周知等を通じて被災者の健康管理に努め、医療需要の急激な増加を防止します。

<主な事業>

施策番号	事務事業名	事業内容
8	地域医療体制推進事業	地域医療の充実のため、救急医療を実施する医療機関の支援、災害時医療体制の整備を行う。
15	救急業務推進事業	救急業務に係る資機材の整備、救急救命士の専門教育及びバイスタンダー育成のための各種救命講習を実施する。また、救急業務円滑化のため、メディカルコントロール体制について協議・調整を行う。

③ ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態

【感染症予防対策】

災害時における感染症の発生を予防するため、あらかじめ予防接種の促進などの健康指導を行うとともに、消毒液や汚物処理キット等の感染症対策に関する資機材を確保し、感染症発生時に備えた体制を維持します。

また、避難者の間で感染症が流行しないよう、感染症法に基づく消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制を構築し、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保ちます。

<主な事業>

施策番号	事務事業名	事業内容
9	感染症対策事業	感染症の流行情報の把握と、発生時に備えて体制を構築し、緊急時に対応する。また、定期予防接種に必要な体制を整え、感染症の発症及びまん延を予防し、個人の発病や重症化を防止する。

【上水道施設等の機能維持】

災害時においても飲料水や生活用水、その他必要な水利を可能な限り供給できるよう、浄水施設や上水道管路等の耐震化を進めるとともに、老朽化等した施設について交換するなど適切な維持管理を行います。また、非常用井戸や給水栓の整備、耐震性貯水槽の整備など、浄水施設等が被災した場合の災害時における水利確保に向けた取り組みを行います。

<主な事業>

施策番号	事務事業名	事業内容
23	浄水場運転管理事業	浄水場施設の運転業務及び維持管理業務の管理・監督を行う。平成 28 年度より戸田市上下水道事業包括委託の業務の一つとなり、小修繕、調達業務等も実施している。
23	浄水場施設改良事業	耐震性の低い浄水場施設の耐震補強や耐用年数を迎えた設備の更新を計画的に行う。
23	水質管理事業	水道水質基準に基づき、安全で安心出来る水道水質を確保するため水質管理。

23	配水管更新事業	配水機能の中心となる管路、救急指定病院、避難所等重要施設への配水管路の耐震化。浄水場間の耐震化管路でのループ化による事故等での一部浄水場停止時のバックアップ機能強化。老朽化管路の更新推進。
23	配水管布設事業	水の安定供給のため、土地区画整理事業の進捗を考慮し未配管道路へ配水管を整備。
23	漏水修理事業	地上漏水の修理及び地下漏水の早期発見、修理を実施する。

【災害廃棄物等処理体制の構築】

災害発生時にも円滑な廃棄物処理を行うため、廃棄物処理施設（蕨戸田衛生センター：ごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設・し尿処理施設・リサイクルプラザ）について、蕨戸田衛生センターと協議しながら、災害時でも機能が維持できるよう必要な修繕・維持管理を適切に行うとともに、災害に対応できる施設とするよう、国の循環型社会形成推進交付金等を活用し計画的な整備を進めます。

また、災害廃棄物処理計画に基づき、廃棄物処理体制の構築を進めます。

災害時における遺体の処理について、必要な資機材や火葬場の確保方策を検討するなど、処理体制を構築します。

<主な事業>

施策番号	事務事業名	事業内容
28	廃棄物収集処理事業	家庭ごみの分別収集、粗大ごみの予約受付・収集を行う。 不法投棄防止のための監視パトロールや不法投棄された廃棄物の回収を行う。
28	蕨戸田衛生センター分担金	蕨戸田衛生センターにおける円滑で効率的なごみ処理事業に必要な分担金を負担する。

【無電柱化の推進】（再掲 (1)③）

<主な事業>

施策番号	事務事業名	事業内容
19、21	宅地整備事業	再掲 (1)①
19、21	宅地整備事業	再掲 (1)①
20	道路維持管理費	再掲 (1)①
20、21	都市計画道路前谷馬場線整備事業	再掲 (1)①

【下水道施設の機能維持】（再掲 (1)③）

<主な事業>

施策番号	事務事業名	事業内容
23	荒川左岸南部流域下水道費	再掲 (1)③
23	下水道施設維持管理事業	再掲 (1)③

(3) 事前に備えるべき目標3：交通ネットワーク、情報通信機能を確保する

① 沿線建築物の倒壊等により、道路・線路などの交通ネットワークが分断・閉塞する事態

【道路基盤の確保】（再掲 (1)①）

＜主な事業＞

施策番号	事務事業名	事業内容
19、21	宅地整備事業	再掲 (1)①
19、21	宅地整備事業	再掲 (1)①
20	道路維持管理費	再掲 (1)①
20	交通安全施設整備事業	再掲 (1)①
20	道路整備事業	再掲 (1)①
20	道路補修事業	再掲 (1)①
20、21	都市計画道路前谷馬場線整備事業	再掲 (1)①

【密集市街地等の改善】（再掲 (1)①）

＜主な事業＞

施策番号	事務事業名	事業内容
21	川岸・美女木向田地区都市整備事業	再掲 (1)①
21	新曽中央地区都市整備事業	再掲 (1)①
22	住宅政策事業	再掲 (1)①

【公共建築物の耐震性能の維持】（再掲 (1)②）

＜主な事業＞

施策番号	事務事業名	事業内容
2	保育園管理運営費	再掲 (1)②
3	プリムローズ管理運営事業	再掲 (1)②
3	こどもの国管理運営事業	再掲 (1)②
4	小学校施設整備事業	再掲 (1)②
4	中学校施設整備事業	再掲 (1)②
6、10	文化会館管理運営費	再掲 (1)④
7、10 31	スポーツセンター管理運営費	再掲 (1)④

【民間建築物の耐震化】（再掲 (1)②）

＜主な事業＞

施策番号	事務事業名	事業内容
------	-------	------

22	耐震診断・改修事業	再掲 (1)②
----	-----------	---------

② 信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態

【交通施設の保全・更新】

信号機等の全面的な停止による交通渋滞、交通事故等を防止するため、災害時における交通誘導体制の確保や災害時にも機能する交通安全施設の導入など、対応方策について検討を行うとともに、既存の交通安全施設等の適切な維持管理を進めます。

＜主な事業＞

施策番号	事務事業名	事業内容
19、21	宅地整備事業	再掲 (1)①
19、21	宅地整備事業	再掲 (1)①
20	交通安全施設整備事業	再掲 (1)①
20	道路維持管理費	再掲 (1)①
20	道路整備事業	再掲 (1)①
20、21	都市計画道路前谷馬場線整備事業	再掲 (1)①

【無電柱化の推進】（再掲 (1)③）

＜主な事業＞

施策番号	事務事業名	事業内容
19、21	宅地整備事業	再掲 (1)①
19、21	宅地整備事業	再掲 (1)①
20	道路維持管理費	再掲 (1)①
20、21	都市計画道路前谷馬場線整備事業	再掲 (1)①

③ 旅客・物資の輸送が長期間停止する事態

【道路基盤の確保】（再掲 (1)①）

＜主な事業＞

施策番号	事務事業名	事業内容
19、21	宅地整備事業	再掲 (1)①
19、21	宅地整備事業	再掲 (1)①
20	道路維持管理費	再掲 (1)①
20	交通安全施設整備事業	再掲 (1)①
20	道路整備事業	再掲 (1)①
20	道路補修事業	再掲 (1)①
20、21	都市計画道路前谷馬場線整備事業	再掲 (1)①

【交通施設の保全・更新】（再掲 (3)②）

＜主な事業＞

施策番号	事務事業名	事業内容
------	-------	------

20	道路維持管理費	再掲 (1)①
20	交通安全施設整備事業	再掲 (1)①
20、21	都市計画道路前谷馬場線整備事業	再掲 (1)①

④ 情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態

【行政による情報処理・発信体制の整備】（再掲 (1)④）

＜主な事業＞

施策番号	事務事業名	事業内容
16	国民保護計画事業	再掲 (1)④
16	防災施設等整備事業	再掲 (1)④
考え方2	地域情報化推進事業	再掲 (1)④

【業務継続体制の確保】（再掲 (1)④）

＜主な事業＞

施策番号	事務事業名	事業内容
16	防災施設等整備事業	再掲 (1)④

(4) 事前に備えるべき目標4：必要不可欠な行政機能を確保する

① 被災等により治安が悪化する事態

【地域における防犯力の向上】

災害時においても地域における防犯力を維持するため、日常的に市民に対する防犯意識の啓発を行うとともに、自主防犯活動への支援や防犯カメラの適切な運用・維持管理を行います。

＜主な事業＞

施策番号	事務事業名	事業内容
17	犯罪抑止対策事業	市内2カ所の安全ステーションに警察官OBと委託警備員を配置し、市民の相談対応（道案内・防犯相談等）・自主防犯パトロールへの随伴・地域住民とのコミュニケーションの場・パトロールの打合せ場所・講師依頼受託（町会・学校等）・警察官立寄場所としての活動を行う。また、青色回転灯装備車両等による防犯パトロール等の警戒活動による犯罪防止活動の支援業務を実施する。また、既存の防犯カメラ及び町会から移管した防犯カメラの適切な管理・運用を行い犯罪発生時の抑止に努めていく。犯罪発生時には画像データを警察へ提供し、早期検挙に貢献する。
17	防犯対策事業	一人ひとりの防犯意識を向上させ、犯罪発生件数を減少させるため、防犯対策の全般的な事業を行う。この一環として、警察官OBによる青色回転灯装備車両を用いた市内全域のパトロール、自主防犯活動の支援を行う。また、各種啓発キャンペーンやSNSを活用した啓発にも取り組んでいく。

② 市職員・施設等の被災により行政機能が低下する事態

【基幹施設の機能維持】（再掲 (1)④）

＜主な事業＞

施策番号	事務事業名	事業内容
考え方 3	庁舎管理費	再掲 (1)④

【行政による情報処理・発信体制の整備】（再掲 (1)④）

＜主な事業＞

施策番号	事務事業名	事業内容
16	国民保護計画事業	再掲 (1)④
16	防災施設等整備事業	再掲 (1)④
考え方 2	地域情報化推進事業	再掲 (1)④

【業務継続体制の確保】（再掲 (1)④）

＜主な事業＞

施策番号	事務事業名	事業内容
16	防災施設等整備事業	再掲 (1)④

(5) 事前に備えるべき目標5：生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する

① 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態

【備蓄物資の確保】

物流が途絶えた場合等においても、被災者に対して必要な食料等の物資を提供できるよう、必要な備蓄物資を確保するとともに、各家庭における備蓄の推進に向けた意識啓発等を行います。

＜主な事業＞

施策番号	事務事業名	事業内容
16	防災施設等整備事業	再掲 (1)④

【輸送体制の構築】

備蓄物資の配送のために必要な資機材の確保や、物資輸送拠点の運営・物資輸送の全体マネジメントの体制を構築するための民間事業者との協定締結等を進め、外部からの応援物資の受け入れも含めた緊急物資輸送手続きを定めるなど、物資輸送体制を構築します。

【道路基盤の確保】（再掲 (1)①）

＜主な事業＞

施策番号	事務事業名	事業内容
19、21	宅地整備事業	再掲 (1)①
19、21	宅地整備事業	再掲 (1)①
20	道路維持管理費	再掲 (1)①
20	交通安全施設整備事業	再掲 (1)①
20	道路整備事業	再掲 (1)①
20	道路補修事業	再掲 (1)①
20、21	都市計画道路前谷馬場線整備事業	再掲 (1)①

② 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態

【非常用発電設備等の確保】

電気の供給が途絶えた場合でも、一定程度の電力を確保するため、主要施設における非常用発電設備の導入や事業所、住宅等における太陽光発電システムの導入の促進等、地域全体で自立・分散型エネルギーの導入を進め、エネルギー供給における多様化・分散化を図ります。

＜主な事業＞

施策番号	事務事業名	事業内容
27	環境企画調整事業	「戸田市環境基本計画2021改定版」の基本目標のうち、主に気候変動分野、環境学習分野に掲げる環境施策を実施する。

【ライフライン事業者の業務継続体制の確保】

発災時におけるエネルギー供給が停止する事態を防ぐため、ライフライン事業者と協議・連携を行い、業務継続体制の確保に関する訓練を行うなど、事業者の業務継続体制の確保に取り組めます。

【無電柱化の推進】（再掲 (1)③）

＜主な事業＞

施策番号	事務事業名	事業内容
19、21	宅地整備事業	再掲 (1)①
19、21	宅地整備事業	再掲 (1)①
20	道路維持管理費	再掲 (1)①
20、21	都市計画道路前谷馬場線整備事業	再掲 (1)①

③ 取水停止等により、給水停止が長期化する事態

【上水道施設等の機能維持】（再掲 (2)③）

＜主な事業＞

施策番号	事務事業名	事業内容
------	-------	------

23	浄水場運転管理事業	再掲 (2)③
23	浄水場施設改良事業	再掲 (2)③
23	水質管理事業	再掲 (2)③
23	配水管更新事業	再掲 (2)③
23	配水管布設事業	再掲 (2)③
23	漏水修理事業	再掲 (2)③

④ 汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態

【下水道施設の機能維持】（再掲 (1)③）

＜主な事業＞

施策番号	事務事業名	事業内容
23	荒川左岸南部流域下水道費	再掲 (1)③
23	下水道施設維持管理事業	再掲 (1)③

⑤ 地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態

【地域コミュニティの活性化】

日常的な共助の体制を構築するため、町会・自治会活動における防災の取り組み等への支援や、コミュニティ活動への各種支援や活動拠点の確保など、地域コミュニティの活性化に向けた取り組みを進めます。

＜主な事業＞

施策番号	事務事業名	事業内容
10、32	新曽南多世代交流館管理運営事業	指定管理者制度の導入により、多くの市民に施設を活用してもらうために、施設設備の維持、安全管理及び施設運営を適切に実施する。市民ニーズに応える創意工夫に富んだ自主事業を行うことにより、施設の設置目的をより効果的に達成していく。
11、32	地域コミュニティ推進事業	行政と市民との協働によって地域が持つ特性を活かすとともに、地域課題の解決につながるコミュニティづくりを支援する。 また、町会・自治会活動が円滑に行えるよう、町会・自治会加入の啓発活動、研修会などの活動を支援する。さらに、町会・自治会活動が促進されるよう、町会会館等の整備や掲示板設置などの補助を実施する。
10、32	笹目コミュニティセンター管理運営費	再掲 (1)④

【市民活動の活性化】

共助の取り組みに向けて、様々な市民活動団体への支援や団体同士の交流・連携等を進めるなど、市民活動団体の育成と活性化を図ります。

＜主な事業＞

施策番号	事務事業名	事業内容
------	-------	------

11、32	市民活動推進事業	市民活動推進基本方針に基づき、市民活動保険制度、地域通貨戸田オール等の運用を行う。共創のまちづくり補助金制度により、市民活動の活発化及び協働を進める体制の充実を図っていく。また、ボランティア・市民活動センターが市民活動を活発化できる場となるよう、指定管理者による運営を行う。
-------	----------	---

【地域の災害対応力の向上】（再掲 (1)①）

＜主な事業＞

施策番号	事務事業名	事業内容
16	防災意識開発等事業	再掲 (1)①

⑥ 防災インフラの長期間にわたる機能不全

【業務継続体制の確保】（再掲 (1)④）

＜主な事業＞

施策番号	事務事業名	事業内容
16	防災施設等整備事業	再掲 (1)④

【基幹施設の機能維持】（再掲 (1)④）

＜主な事業＞

施策番号	事務事業名	事業内容
考え方 3	庁舎管理費	再掲 (1)④

(6) 事前に備えるべき目標6：経済活動を機能不全に陥らせない

① 農業・産業の生産力が大幅に低下する事態

【事業者に対する業務継続体制の構築】

各種事業者に対して、災害等が発生した場合でも必要な経済活動を維持し、また早期に再開できるよう、業務継続計画の策定支援や燃料をはじめとした必要な物資の確保等、各事業者の業務継続体制の構築を支援します。

(7) 事前に備えるべき目標7：二次災害を発生させない

① 消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態

【火災の発生予防】（再掲 (1)①）

＜主な事業＞

施策番号	事務事業名	事業内容
15	火災予防推進事業	再掲 (1)①

【消防体制の強化】（再掲 (1)①）

＜主な事業＞

施策番号	事務事業名	事業内容
15	警防業務推進事業	再掲 (1)①
15	消防活動施設整備維持管理事業	再掲 (1)①
15	消防車両等整備維持管理事業	再掲 (1)①
15	消防職員人材育成事業	再掲 (1)①
15	消防庁舎・消防団施設管理事業	再掲 (1)①
15	東部分署改築事業	再掲 (1)①
15、16	消防団運営活動事業	再掲 (1)①

【道路基盤の確保】（再掲 (1)①）

＜主な事業＞

施策番号	事務事業名	事業内容
19、21	宅地整備事業	再掲 (1)①
19、21	宅地整備事業	再掲 (1)①
20	道路維持管理費	再掲 (1)①
20	交通安全施設整備事業	再掲 (1)①
20	道路整備事業	再掲 (1)①
20	道路補修事業	再掲 (1)①
20、21	都市計画道路前谷馬場線整備事業	再掲 (1)①

【延焼遮断帯となる公園・緑地の整備】（再掲 (1)①）

＜主な事業＞

施策番号	事務事業名	事業内容
26	公園施設整備・改修事業	再掲 (1)①
26、31	公園維持管理事業	再掲 (1)①

② 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態

【雨水等の排水機能の維持・確保】（再掲 (1)③）

＜主な事業＞

施策番号	事務事業名	事業内容
19	雨水整備事業	再掲 (1)③
19	浸水被害軽減事業	再掲 (1)③
20	道路維持管理費	再掲 (1)①
20	道路補修事業	再掲 (1)①
19、21	宅地整備事業	再掲 (1)①
19、21	宅地整備事業	再掲 (1)①
19、25	河川維持管理費	再掲 (1)③

27、28		
-------	--	--

【河川治水機能の維持・向上】（再掲 (1)③）

＜主な事業＞

施策番号	事務事業名	事業内容
19	上戸田川整備事業	再掲 (1)③
19	さくら川整備事業	再掲 (1)③
19	水防事業	再掲 (1)③
19、25 27、28	河川維持管理費	再掲 (1)③

【下水道施設の機能維持】（再掲 (1)③）

＜主な事業＞

施策番号	事務事業名	事業内容
23	荒川左岸南部流域下水道費	再掲 (1)③
23	下水道施設維持管理事業	再掲 (1)③

③ 危険物・有害物質等が流出する事態

【危険物管理の適正化】

各種危険物を管理している各施設管理者の管理状況等について監視し、必要な指導等を行います。

＜主な事業＞

施策番号	事務事業名	事業内容
15	火災予防推進事業	再掲 (1)①

(8) 事前に備えるべき目標8：大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようになる

① 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態

【災害廃棄物等処理体制の構築】（再掲 (2)③）

＜主な事業＞

施策番号	事務事業名	事業内容
28	廃棄物収集処理事業	再掲 (2)③
28	蕨戸田衛生センター分担金	再掲 (2)③

② 市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

【道路基盤の確保】（再掲 (1)①）

＜主な事業＞

施策番号	事務事業名	事業内容
19、21	宅地整備事業	再掲 (1)①
19、21	宅地整備事業	再掲 (1)①
20	道路維持管理費	再掲 (1)①
20	交通安全施設整備事業	再掲 (1)①
20	道路整備事業	再掲 (1)①
20	道路補修事業	再掲 (1)①
20、21	都市計画道路前谷馬場線整備事業	再掲 (1)①

【密集市街地等の改善】（再掲 (1)①）

＜主な事業＞

施策番号	事務事業名	事業内容
21	川岸・美女木向田地区都市整備事業	再掲 (1)①
21	新曽中央地区都市整備事業	再掲 (1)①

③ 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

【雨水等の排水機能の維持・確保】（再掲 (1)③）

＜主な事業＞

施策番号	事務事業名	事業内容
19	雨水整備事業	再掲 (1)③
19	浸水被害軽減事業	再掲 (1)③
20	道路維持管理費	再掲 (1)①
20	道路補修事業	再掲 (1)①
19、21	宅地整備事業	再掲 (1)①
19、21	宅地整備事業	再掲 (1)①
19、25 27、28	河川維持管理費	再掲 (1)③

【河川治水機能の維持・向上】（再掲 (1)③）

＜主な事業＞

施策番号	事務事業名	事業内容
19	上戸田川整備事業	再掲 (1)③
19	さくら川整備事業	再掲 (1)③
19	水防事業	再掲 (1)③
19、21	宅地整備事業	再掲 (1)①
19、21	宅地整備事業	再掲 (1)①
19、25 27、28	河川維持管理費	再掲 (1)③

【下水道施設の機能維持】（再掲 (1)③）

<主な事業>

施策番号	事務事業名	事業内容
23	荒川左岸南部流域下水道費	再掲 (1)③
23	下水道施設維持管理事業	再掲 (1)③

④ 労働力の減少等により復旧工事が大幅に遅れる事態

【受援体制の確立】（再掲 (2)①）

⑤ 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

【事前の復興まちづくり】

被災後の復興を円滑に行うため、あらかじめ事前復興計画や復興マニュアル等の作成など、事前復興を円滑にする取り組みを進めます。また、仮設住宅・仮設店舗など必要な用地についてあらかじめ選定し、所有者や関係機関等と利用に向けた調整を行います。

【早期の住宅再建等の支援】

被災者の住宅再建・生活再建を適切に実施できるようにするため、り災証明書の迅速な交付やそれに向けた住家の被害認定調査の実施体制の確保に向けて、研修会の開催や関連マニュアルの整備等を行います。

⑥ 土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態

【境界線の明確化】

被災後も土地境界情報を適切に把握し、復興を円滑に行うため、標杭の適切な維持管理や既存の境界情報の電子化等に取り組みます。

<主な事業>

施策番号	事務事業名	事業内容
20	道路維持管理費	再掲 (1)①